

論・壇

消費税から「個人支出税」へ

転嫁の問題を根本的に解決するために



加藤 弘四谷

はじめに

平成16年7月、国税庁は「平成15年度租税滞納状況について」を発表した。

表1を「ご覧下さい」。新規発生滞納額をみると、平成15年度1兆258億円、そのうち、消費税が約46%、4735億円を占めている。それでも、前年比88.6%である。滞納残高については、平成14年度は1兆1525億円に達している(「第128回国税庁統計年報書」)。

これらの点から、現行消費税に根本的な欠陥が存在するように考えざるを得ず、また、近時の改正(総額表示、免税点の引下げ)は、さらにその矛盾を増幅させているように思えてならない。

2002年8、9月に実施された、中小企業庁のアンケート調査(表2)によれば、消費税の転嫁について、ほとんど、一部しか転嫁できない」と回答した事業者は、売上階級1000万円超3000万円以下で45.4%、52.4%、ほぼ半数である。

ところで、財務省発表の平成15年9月、国の貸借対照表(試算)平成13年度版(財政事情の説明手法に関する勉強会)によると、(負債、資産)の額は、平成13年3月末では、183.75兆円、14年3月末では、200.25兆円に達している。

この上さらに、巷間でささやかれている消費税率の引上げを含む増税となれば、転嫁できないとする割合が、さらに上昇し、廃業に追い込まれる事業者も出てくる。私は、「転嫁の問題」こそ、現行消費税の最大の欠陥であると思つた。

消費税を本体価格に転嫁できないとすれば、消費税を負担しているのは、事業者ということになる。これで、間接税たる消費税といえるのである。実際に消費税を負担し

ている消費者も納得しないであろう。

そもそも、「事業者」を納税義務者の地位から解放し、メインステージに「最終消費者」たる個人に登場していただく時期になったのではないであろうか。

これは、消費に対する課税のあり方を「間接税型」から「直接税型」に移行することである。この「直接税型」こそ、「個人支出税」なのである。

個人支出税

個人支出税は、最終消費者たる個人を納税義務者とする「直接税」である。

さらに、現行消費税が実際の消費に対し課税するのに対し、個人支出税では、消費に充てられるであろう「原資」を課税ベースとして採用する。算式で表すと、

所得・貯蓄＝課税ベースとなる。算式中、貯蓄には預貯金だけでなく、借入、有価証券の売買、不動産の売買等も含まれる。

次に、個人支出税がどのように徴収されるのか説明しよう。

徴収の流れ

従来、個人は消費の都度、課税事業者に消費税を支払っていた。

それに対して、「個人支出税」では消費の都度、課税事業者に支出税を支払うことはしない。つまり、課税事業者は「個人支出税」の舞台には存在しない。

では、個人はいつ支出税を徴収されるのであるか。

給与所得者を例にして説明しよう。雇用者は、給与所得者から、給与支給時に「個人支出税源泉徴収票」により、「個人支出税額」を天引きして、その税額を翌月10日までに収める。又は、支給総額に一定の税率を

乗じて計算する。

この「個人支出税源泉徴収票」であるが、総務庁統計局「家計調査年報」同「全国消費実態動向調査」等、収入と消費に関する資料は多数存在する。それらを参考にすればよいと考える。

「個人支出税」の精算

現代は、雇用のあり方が多様化しているので、いくつかの類型に分けて、どのように精算が行われるのか、説明しよう。

正社員、パートの場合は、「個人支出税」の年末調整又は、確定申告により、精算が行われる。

契約社員、外注者の場合は、金員が支払われたときに天引きされたその年の「個人支出税の源泉徴収票」をもって、確定申告を行い、精算する。所得税と同様に、給与、外注費等に対し、「源泉徴収票」を使用し、支出税を天引きする。

派遣社員等の場合は、派遣元で年末調整又は、確定申告により、精算する。

「所得・貯蓄」

給与所得者を例にして説明すると、消費に充てることが出来る金額は、給与(天引きされる社会保険料、源泉所得税、住民税)である。

足りない時は、預貯金から引き出し、余った時は、預貯金に預入する。正確には、「所得+貯蓄」ということになる。

次に、青色個人事業者の場合を見てみよう。

算式の中の「所得」は、所得税の確定申告書に添付する「青色決算書」の青色控除前の金額を基準に、給与所得者と同じように、社会保険料、源泉所得税、住民税を控除して求め

さらに、個人事業者には源泉徴収制度がないので、年税額を12で除し、その金額を5月から翌年4月まで予定納税を行えば、給与所得者と同様になるのではないかと。

違つた観点から、2つ程例をあげよう。親が子供に小遣いを渡した場合

まず、子供は、「個人支出税」の確定申告はしない。その分は、親が負担することになる(所得のマイナス項目にはならない)。

子供が、正月に親戚からもらう「お年玉」等についても、同様に考えればよい。

マンションを購入する場合
4800万円のマンションを購入するために、1000万円は貯金を引き出し、残りの4000万円についてはローンを組んで借入れたとする。

支払いを済ませたところ、50万円余ったので、貯蓄した。

貯蓄等の年間増減額の計算

さて、上記の算式のうち、所得は「個人支出税源泉徴収票」、青色決算書」等で求められるが、貯蓄等の増減についてはどのようにすればよいか。

まず、考えられるのが、証明書の発行である。しかし、そのためには、預貯金、有価証券、借入等の情報を一元化しなければならず、個人のプライバシーを侵す恐れが生じよう。

そこで、預貯金等の増減を個別に計算することが考えられる。すなわち、預貯金の増減を消費とみなすのである。

具体的には、預貯金の引出し、有価証券の売却、借入等について、各々の金額に一定の税率を課し、逆に、預貯金の預入、有価証券の購入、借入金の返済についてはマイナスの消費とみなし、支出税の持ち戻しを行うので

ある。
このようにすれば、プライバシーの問題を避けることができる。

個人支出税の税率等

「支出税」といえば、日本の多くの学者は「インドでの失敗」の一言で思考停止であるが、今や、世界の支出税の研究は、理論段階から実現可能性を視野に入れた研究へと進んでいる。現に、アメリカ上院では、実際に、支出税の法案が議院に提出されている。

インド政府に招聘され、支出税を含む税制のデザインを構築したカルドアは、失敗の原因の一つとして、議会の介入により、当初のカルドア案とは似つかない法案が議会を通過したことを挙げています。

わが国では、インドでの失敗に鑑み、税率は、単一とし、いっさいの免税項目等特例は作らすべきではないと考える。

個人支出税の利点

消費税の課税事業者にとっては、新たに、個人支出税の源泉徴収義務を負うが、転嫁の問題解消、事務負担の軽減等の利点が考えられる。

課税当局にとっては、末端の各税務署に、個人支出税「確定申告等の業務が増すが、滞納税額が減少するであろう。」

個人にとっては、消費の都度、徴収されていた消費税がなくなり、面倒が減るが、「個人支出税」の確定申告をしなければならぬ。

このように、三者の立場に立って考えると、現行消費税に変え、「個人支出税」を導入することは、あなたが無理のないことと思つた。現行消費税の一番の問題点である転嫁の問題を解決するため、「個人支出税」の導入には、十分な理由があると考えられる。

表1 税目別の租税の滞納状況

税目	区分	新規発生滞納額		整理済額		滞納整理中のもの額	
		前年比	前年比	前年比	前年比		
全税目計	13	12,159	90.6	13,985	97.1	24,842	93.2
	14	11,046	90.8	13,369	95.6	22,519	90.6
	15	10,258	92.9	12,549	93.9	20,228	89.8
源泉所得税	13	1,421	96.9	1,753	101.5	4,462	93.1
	14	1,417	99.7	1,654	94.4	4,225	94.7
	15	1,328	93.7	1,618	97.8	3,935	93.1
申告所得税	13	2,116	86.0	2,625	94.8	6,705	92.9
	14	1,928	91.1	2,532	96.5	6,101	91.0
	15	1,857	96.3	2,513	99.2	5,445	89.2
法人税	13	1,749	85.2	2,413	93.3	3,637	84.6
	14	1,593	91.1	2,313	95.9	2,917	80.2
	15	1,547	97.1	1,928	83.4	2,536	86.9
相続税	13	1,033	73.1	1,193	98.0	3,649	95.8
	14	699	67.7	1,017	85.2	3,331	91.3
	15	750	107.3	1,191	117.1	2,890	86.8
消費税	13	5,795	96.9	5,911	98.5	6,183	98.2
	14	5,342	92.2	5,742	97.1	5,783	93.5
	15	4,735	88.6	5,222	90.9	5,296	91.6
その他税目	13	45	104.7	90	86.5	206	82.1
	14	67	148.9	111	123.3	162	78.6
	15	41	61.2	77	69.4	126	77.8

(地方消費税を除く)
平成16年7月国税庁発表資料「平成15年度租税滞納状況について」

表2 免税事業者が課税事業者となる場合の消費税の転嫁

区分	転嫁できない			ほぼすべて転嫁できる
	ほとんど転嫁できない	一部しか転嫁できない	小計	
売上階級				
1,000万円以下	35.0%	22.3%	57.3%	42.7%
1,000万円超 1,500万円以下	27.6%	22.6%	50.2%	49.8%
1,500万円超 2,000万円以下	27.3%	25.1%	52.4%	47.6%
2,000万円超 2,500万円以下	25.9%	22.4%	48.3%	51.7%
2,500万円超 3,000万円以下	26.3%	19.1%	45.4%	54.6%
全体	29.7%	22.6%	52.3%	47.7%

中小企業庁アンケート調査(調査時期2002年8月～9月)

参考文献

- 1 宮島洋「租税論の展開と日本の税制」日本評論社 1986年9月
- 2 篠原章「インドの失敗」成城大学経済学研究第87号(成城大学経済学部 昭和59年12月)
- 3 篠原章「生涯支出税について」成城大学経済学研究第83号(成城大学経済学部昭和58年12月)
- 4 L.S. シードマン著 塚本正文他訳「累進消費税」文眞堂2004年5月

訂正とお詫び
7月号7面「論壇」本文中の「大淵義博」教授は「大淵博義」教授の誤りでした。訂正してお詫びいたします。(広報部)